

亀岡市議会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定に基づき、条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えるので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年11月25日

亀岡市議会議長 木曾 利廣

- 1 日 時
平成25年12月6日（金）午前10時00分
- 2 場 所
亀岡市議場（亀岡市役所本庁舎8階）
- 3 意見を述べる案件名
第37号議案 亀岡市における京都府の専用球技場のための亀岡駅北用地無償提供についての住民投票に関する条例の制定について
- 4 意見を述べる機会を与える条例制定請求代表者の数
10人以内